

論 文

封建的大土地所有の分配

— 西南ドイツ・ザルントヘルシャフト —

松 田 智 雄

は し が き

土地所有の分配

領主直營地の構成

[一][二]

は し が き

封建的農業技術の發展段階は、三圃制度 Dreifelderwirtschaft によつて集約的に表現されている。¹⁾すなわち、全耕地面積の三分の一の部分を休耕地 Brache として地力の回復を計ることを、農業再生産過程の不可缺の手段として採用せざるを得ない段階である。三圃制度は、一方において、穀物耕作地に關する封建期固有の土地制度たる散圃制度 Streubesitz, Gemengelage の様式に於る土地占有様式「フーフエ制度」Hufenverfassung と、他方、これに對するゲルマン風犁耕 Germanische Pflugbau 技術との綜合體系の上に立つてゐる。²⁾三圃制度に基く循環耕作は耕

作強制 *Flurzwang* によつて運営されるが、それは犁耕、播種、收穫、休耕の時期並びに場所についての強制であり、これについて耕作者の共同的な遵守を要求する強制であつた。かような耕作者の共同連帯性は、労働過程における対象「土地制度」と労働手段「ゲルマン犁」との兩者によつて規定を受ける。かような三圃制技術體系は、耕作者相互間および耕作者の土地利用形式について共同體的關係を作り出す。この耕作地利用の共同體的性格は、家屋敷の聚落體 *Dorfsiedlung* 結合を規定し、三圃制技術と犁の運営のための必須の條件である畜力の培養維持の役割を果す共同地を保存する。直接耕作者の労働實現のための條件の總體であるフーフエ *Hufe* は右の村落地域の三重構造に跨がつて形成されているが、その根幹は耕作地の三〇モルゲン *Morgen* [「10~12 ha」] に置かれる³⁾。本稿は、封建的土地所有形態を規定する基礎的過程として、右の如き共同體的構造と三圃制技術體系——いわゆる「經濟的技術的組織」(ハロウ)——とを前提する。

この歴史的かつ論理的前提の上に、グルントヘルシャフト *Grundherrschaft* が構成される。先づ第一義的にグルントヘルシャフトは、封建的土地所有形態一般を包括する概念であるが、いわゆるクナップ學派 *Knapp Schule* はグルントヘルシャフト概念の深化のために二つの新たな論點を提起している。「その一つは、古」[「西南」]「ドイツのグルントヘルシャフトに、十二・三世紀を劃期とする前・後の二段階を區劃したことであり、前段階は古」[「大」]「グルントヘルシャフト *Alte oder Grosse Grundherrschaft* であり、後段階は純粹「地代」型グルントヘルシャフト *Reine oder Renten, Grundherrschaft* と呼ばれる。前者が労働地代に對應して耕作地の領主直營地 *Salland* をよび農民保有地 *Bauernland* への分割、耕作者の人身的隸屬 *Leibeigenschaft, Persönliche Unfreiheit* を特徴としてゐるのに對して、後者は全耕作地の農民保有地への改編と領主直營地の消滅、耕作者の人身的隸屬の拂拭[「解放」]

を特徴とする生産物〔部分的には貨幣〕地代に對應する社會構造を意味する。この兩段階の劃期には、いわゆるヴィリカチオン制度 *Villikationsverfassung* の崩壊、中世の農民解放 *mittelalterliche Bauernbefreiung* 期があり、これを經過して段階の推轉が行われる。かような二段階においてグルントヘルシャフトを把握したことは、全ヨーロッパ的な展望においても封建社會の研究史上記念さるべき業績と稱すべきである。⁴⁾ 〔一〕他の一つは、むしろ十九世紀ドイツ社會が當面する實踐的な課題と關聯する論點である。一八〇七年以降のシュタイン・ハルデンベルクの改革は、農民解放を遂行するに當つて、東部ドイツのグーツヘル・農民關係を「近代的」に調整 *Regulierung* する課題を果した。クナップ學派は、すでに解放を終了した後の時期に成立したのであつたが、その時期に西部ドイツの小農地域と、東部ドイツのユンカー〔大〕農業經營地域とが劃然として分割された歴史的事實は、これの歴史家的把握を迫つたのである。クナップ學派は、かような二地域のもつそれぞれの歴史社會的構造は、第一の論點に現われる兩段階の劃期において、直接に決定されることを前提する。かくして、地代形態の推轉と農民解放を伴う純粹型グルントヘルシャフトは小農經營へと發展し、地代形態の逆轉〔勞働地代の再編成〕と農民の農奴化〔農奴制の再版〕を伴うグーツヘルシャフト *Gutsherrschaft* は「農民解放」の強行に基きユンカー經營へと妥協的に解消する。兩地域の農業構造は、相互に否定的な對立關係にあり、その發展の方向を異にしている。⁵⁾

右の如きクナップ學派のグルントヘルシャフト研究業績は、いまはすでに古典的である。本稿も、もとよりその成果を一應の前提とする。従つて叙上の技術的・共同體的視點と、クナップ學派のグルントヘルシャフト概念とは、共に本稿の課題に先行する「必要な經過點」 *notwendige Durchgangspunkt* に他ならぬ。ここから出發して、本稿はグルントヘルシャフトの經濟構造を理解することを試みたい。與えられている對象は、北フランス型に相似的な西

南ドイツのそれであり、また八・九世紀以降の前期グルントヘルシャフトの段階のそれである。かくして、本稿は、全ヨーロッパ的展望の下においては、典型的に封建的なグルントヘルシャフト構造を取扱かう試圖である。

附記。本稿は右の技術的・共同體的視點については、都立大學機關誌「人文學報」第四號所載、拙稿「封建社會の農業構造」なる所論を前提とする。

〔註〕

- 1) 三圃制度の成立と展開および一千年間に互る存続とは封建社會の經濟的構造を理解するための基礎的事實であり、フーフェの形成とゲルマン型の發明と共に、これら三者は紀元後の數世紀間に、ガリア屬州の北東部において村落共同體のうち綜合せられたのであつた。この三者は、歴史的に封建社會の確立に先行するのみでなく、その後封建社會存立の基礎的規定に轉化するに至る。以上の諸關係は、拙稿「封建社會の農業構造」〔都立大學人文學報四號〕において試みた分析を参照されたい。先づ「三圃制度」關して。Th. v. d. Goltz, Geschichte der deutschen Landwirtschaft Bd. I, 1902; Karl Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter Bd. I, 1, 1886 S. 459 ff., 558; v. Jhanna-Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte 1879 Bd. I², S. 176 ff., 538 ff.; Georg Hanssen, Zur Geschichte der Feldsysteme in Deutschland. Agrarhistorische Abhandlungen, I, S. 123 ff.; Rudolf Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters 1924, S. 267. Friedrich Aeroboe, Kleine Landwirtschaftliche Betriebslehre 1932, S. 86 f. 邦譯書永友繁雄「農業經營學」昭和十九年・一五九頁以下。増田四郎「西洋經濟史」昭和廿五年・一二三頁。「三圃制度は十九世紀に至るまで支配的な經營方法であつた。しかし、一つの經營方法が一千年間も強力に擴大する經濟生活の要求を充たしえたとすれば、それは始めこの方法を生み出した世紀がすでに相當高度の經濟文化に到達していたことの根據となる。三圃制農業について最初に言及されたのはグルントヘルシャフト所屬の土地においてである。」

G. v. Below, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft 1837*, S. 42 堀米庸三譯「獨逸中世農業史」七六頁。

會 Hoops, *Reallexikon der germanischen Altertumskunde* Bd. I, S. 24 以下は文献参照。

- 2) ヌルマン型 (Nurmannentypus), Goltz, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft* Bd. I, S. 128; Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte 1923*, S. 21; Kötzschke, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte* S. 268 ff.; Ders., *Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte bis zum 17. Jahrhundert 1923*, S. 43; 以下 Plinius, *Historia Naturalis* XVIII [48] S. 172 の記述によれば、すでに早く有輪犁が non pridem inventum in Raetia Galliae 「遠からぬ時にガリア屬州ラエティアで發明された」という。その犁は犁刀 Sech の他に刃鋏 Schar を備えており、犁耕に際しては土壘を深く反轉し、しかる後に播種し犁き込む。フリニウスによれば、この種の犁の長所は深耕の他に縦に長く犁耕を行うことができる。ローマ風の犁が縦横斜斷によつて始めて犁耕を果すのに對して格段の能力差を示している。この優れた犁は先述の三圃制と同様にゲルマン民族の文化水準を示すものであつて「決して嚴密な意味での原始民族 Naturvölk ではないた。」(Karl Bücher, *Arbeit und Rhythmus* S. 11) 從つて、ゲルマン民族はすでに新石器時代に土壘を切り割く鋤を使用してゐたことが推測されるのであるが、それがこの時期「ガリア屬州時代」に定規車を附せられることによつて、従來腕によつて支え筋肉を伸長して疲勞をせる不便な姿勢を不要とし、その効果を著増したのである。しかも附せられた兩刃の刃鋏は犁きおこした土壘を反轉し、粘重の土壤を可耕地に轉化せしめる。このような犁は、フリニウスによれば、ローマ人さえ未知のものであり、またゴール人、スラヴ人も共に所持してゐなかつた。この犁の發生地がライン上流地方とラエティア・アルプスとの中間地域なのであり、東北ガリア一帯に普及してゐた。この後内地植民(「開墾」)の進行は、かような犁耕技術の進歩と結びつてゐる。 Rudolf Häpke, *Wirtschaftsgeschichte* I, Teil S. 8 f.

- 3) ノーメンタイプ。舊説の根據は K. Lamprecht, *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter* Bd. I, 1, S. 331 ff., A. Meitzen, *Siedlung und Agrarwesen der West- und Ostgermanen, der Kelten, Römer, Finnen und Slawen* Bd. I, S.

72 ff.; G. Waitz, Über die alteutsche Hufe (Abhandlungen d. Ges. u. Wiss. 1854; wiederholt in; Abhandlungen zur deutschen Verfassung, S. 123 ff.); G. Haussen, Die Ackerfur der Dörfer in: Agrarhistorische Abhandlungen Bd. II, S. 179 ff. などなど。ノーンホの幾柱を農業共產體 Agrarkommunismus と稱ひつゝゑ。また其著説に類して領土權に類ひつゝゑ新説 Die grundherrliche Theorie der Hufe と稱はるゝゝは。G. Knapp, Grundherrschaft und Rittergut S. 86, 101 ff.; W. Wittich, Grundherrschaft in Nordwestdeutschland 1896, S. 87 ff., 120 f. などゑゑ。また其體たる研究史としては。A. Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit Bd. 1^o, S. 329 ff.; Ders., Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung aus der Zeit von Cäsar bis auf Karl der Grosse Bd. I, S. 341 ff.; 以下同じ。周知な批判的紹介を行はせ。Kötzsche, Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte S. 89 ff. 以下同じ。それらの結果の要約が與えられてゐる。「敘上の如き共同體員の、右に擧げた地域、家屋敷、耕作地、共同地、Haus und Hof, Ackerfur, Almende くの持分のうち、ノーンホの本質が成立してゐる。」G. v. Below, Probleme der Wirtschaftsgeschichte 1926, S. 28.

4) 西南ドイツにおける封建的土地所有 Grundherrschaft は、十四世紀のうわゆるツイリカチオン制度〔勞働地代對應〕の解體 Auflösung der Villikationsverfassung 或は農民解放 Bauernbefreiung の過程を劃期として前後二段階に分れる。この過程は領土直營地 Salland の農民保有地 Zinsgüter くの改編、從つて賦役〔勞働地代〕Frondienst の廢止または縮小を内容とする。かような内容をあつ「ツイリカチオン解體説」はツナマン學派 W. Wittich, Die Grundherrschaft in Nordwestdeutschland S. 271 ff., 308 ff., 316 ff.; Lamprecht, Deutsche Wirtschaftsleben Bd. I, S. 862 ff.; Kötzsche, Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte S. 140 ff., J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte 1928, Bd. I, S. 106 ff., Th. Mayer, Deutsche Wirtschaftsgeschichte Bd. I, S. 55 f. などと同じ一般的に適用されてゐる。ただし、これに對しては實證主義の立場から A. Dopsch, Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit 1939 の全面

的な批判が提起され、豊富な歴史的事實の集積によつて兩段階の質的差異の抹消を試みているが、問題は史料に對する操作と解釋にあつて、發展段階論に對しては否定的なドーンシュの學風からすれば、當然の歸結である。この兩學說に對しては、ペロウがすでに彼以前の諸研究の歸結を批判的に攝取して「化石型グルントヘルンシャフト」Versteinerte Grundherrschaftの反動的再編成を指摘してゐる理解の仕方 Balow, Geschichte der deutschen Landwirtschaft S. 74 を參照すべきであらう。拙稿「フッカー時代に於ける南獨逸」「社會經濟史學の發達、昭和十九年」參照。

- ⑤ H. Wopner, Die Lage Tirols zu Ausgang des Mittelalters und die Ursachen des Bauernkrieges 1308; Th. Knapp, Beiträge zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte des deutschen Bauernstandes 1902; Ders., Der Bauer in Württemberg 1919 Th. Ludwig, Der badische Bauer im 18. Jahrhundert 1896; Friedrich Lütge, Die mitteldeutsche Grundherrschaft 1934; O. Stolz, Bauernbefreiung in Süddeutschland in: Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Bd. 33, 1940 を參照。これらは何れもクナツプによつて提起されたグーツヘルンシャフトとグルントヘルンシャフトの兩對立概念の構成を據りどころとして、その後者をドイツ西南部各地域に檢出しようとした試みであつた。クナツプのいうグルントヘルンシャフト概念は、「純粹型」グルントヘルンシャフト Reine Grundherrschaft に他ならない。なおグルントヘルンシャフト研究における叙上の立場に注意したものは、かつて本位田祥男博士の下に、大塚久雄、高橋幸八郎兩氏と共に學術振興會の研究援助をうけつつ、比較土地制度史研究に従事した際であつたことを附記する。

「一」 土地所有の分配

封建的國家ドイツの成立は、すでに八・九世紀の時に成立したゲルマン民族による強力な君主制國家フランク Frankenreich が、ヴェルダン條約 Vertrag zu Verdun (八四三年) に基き現在のドイツ・フランスに分裂したときに

始まる。その領域は自然條件に基いて元來分裂への可能性を包攝していた。しかも九一年以降選舉王政に轉化したドイツ封建國家は、強力な統一權力の喪失によつて國內をいくつかの諸侯領 *Herzogtümer* に分裂せしめる。その後十二・三世紀の轉期において、東方へのドイツ植民が組織的に展開されるに至るまで、ドイツ國家の領域は狭小複雑な地域内に踞踏する。南部はパッサウ *Passau* に至るまでのドナウ河の低地、マイン河溪谷、ライン河流域、ポーメン *Böhmen*、ネッカー川流域、ドナウ河溪谷からアルプスに至る間の地域など、そのそれぞれが獨立しうる地を備え、中部は山岳地帯であるが、そこには多數の溪谷や盆地が零細國家の形成を促がし、更に北部は山地に始まつてそれが海に面する廣々とした低地帯に下降するが、そこにはミッテルゲルゲ地方 *Mittelgebirge* に源泉をもつ多くの河川によつて貫流され、これも同じく細分されている——かような地域が古ドイツ *Altd Deutschland* なのである。¹⁾

この地域に居住する人口は極めて少數である。カロリング王朝 *Karolinger* 治下のフランク國家において、耕作された地域で地力も高く、灌漑用水路も備えている地域で一平方籽當り人口が一〇〜二〇名、しかも森林沼澤は全領域の約半ばを占めていたのであるから、全國の平均は一平方籽當り右の三分の一以下に低下するであろう。そこでこの時期の直前頃〔メロヴィンガ王朝 *Merowinger* 末期〕に、全國の平均人口は、一平方籽當り五〜六名（一平方哩當り三〇〇名程度）にすぎない。従つてその後のサリカ王朝 *Salier*（十一・二世紀）においては一平方籽當り八一〇名（一平方哩當り五〇〇名）に上昇する。これらの根據によつて、カロリング王朝末期東フランク王國すなわち現在のドイツの直接の前身たる國家において、その三五萬平方籽の全領域に對して二五〇萬乃至三〇〇萬の人口を有した。次いでサリカ王朝期のドイツにおいて、これが三〇〇萬乃至三五〇萬に増加し、なお附記すれば、ハインリヒ三世 *Heinrich*

Ⅲの時期には或る程度の植民人口をもつ東部ドイツを含む七〇萬平方呎に擴大されたドイツ全域においては人口五〇〇萬乃至六〇〇萬に上り、最後にフリードリヒ・バルバロッサ Friedrich Barbarossa の時期には七〇〇萬乃至八〇〇萬に達している。このような古ドイツ地域三五萬平方呎の土地と三〇〇萬の人口の支配こそは、封建的土地所有者權力者の據つて立つ基礎であつた²⁾。

前期封建社會の初期、土地所有の規模は最大に達しており、その後は封建社會の發展と共に縮小の傾向を辿つていつた。それにしても、封建社會の土地所有は大土地所有であつて、その面積はフーフエ Hufe, mansus によつて數えられる。フーフエは農業經營の對象並びにその必要な諸條件の總體を指す概念であるが、その數量についてはできる限り平均化するためある基準が與えられており、従つて面積を計量する單位にも使用される。ただし、この面積單位としてのフーフエも相當に著しい地域差を示しており、殊にフーフエが更に、同じく著しい地域差を有する單位モルゲン Morgen によつて測られることによつてそれは一層甚しい。モルゲンの面積は十八・九世紀の末に漸く精密に測定されたのであるが、それは二五・一九アールから三八・一一アールに至る様々な大きさに分散しており、概して三〇アール強である。フーフエが面積單位として使用される場合には、その中に包攝される耕作地の面積を示すのであるが、それも尺度とされるモルゲンが異なるのみならず、そのモルゲン數も三〇〜四〇モルゲンの範圍内で動搖している。その結果單位としてのフーフエも、單なる地積を意味するのではなくなるが、それは當該の耕作地の地力をも含めて、勞働の生産性の地域差によつて差異を示すにすぎず、却つて一經營を支える勞働力の再生産を保證する廣さ Ackernahrung としては均等化しているといえよう³⁾。

一般に封建的大土地所有は一個所に集中されたものではなく、廣汎な地域に分散するのであるが、その内部では土

地所有の形状について二つの類型を擧げられる。一つは、王領 *Krongüter* であり、その場合所有地はいくつかの中心を繞つて統一されており、一個または數個の村落を含む連續した數平方料の一地域をなしている。ところが、これに對して他の一つは、所有地が全く細分され、全所有地は數百か數千に分散して數百平方料の地域に遠く分布する形状が生じている場合であり、これは教會領に特に著しい。一般貴族の土地所有は兩者の中間形状を示している (*Kotzschke*)。右の土地所有の形状の二類型については、いわゆる「統一性」 *Arrondierung* に關する論争を捲きおこしたのであつた。グルントヘルシャフトに關するイナマ・シュテルネツグと、ラムプレヒト並びにドープシュの如き巨匠の間に争われた統一性と非統一性に關する見解の對立は、實證的研究の進展によつて非統一説の歸結に導かれてゐる。イナマはグルントヘルシャフトの組織的計畫性を強調し、その形状が統一的な所有地として集中されてゐることを前提とした。これに對して、ラムプレヒトは貴族領、教會領の兩者の何れに對しても、グルントヘルシャフトの統一性を否定し、ドープシュは更に王領についてもその分散性を主張し、かくして反對説は全面的に土地所有の統一性に對して否定的であつて、ラムプレヒトが依據したモーゼル河流域地方 *Moselland* を始めとして、ウエルテンベルク、エルザス、バイエルン、ザルツブルグ、バーデン、ザクセン、ハッサン、ナッサウ *Württemberg, Elsass, Bayern, Salzburg, Baden, Sachsen, Hechsen, Nassau* などの各地域につき實證的研究が生み出された。だが實證的研究は未だ充分に深化されておらず、しかも重要な缺陷を含んでゐる。その問題點の一つは史料の豊富な所在が教會領に容易に得られるところから教會領に偏してゐる點、他の一つは王領についての見解が著名なカピトラーレ・デー・ヴィルリス「御料地令」 *Capitulare de Villis* の解釋に據つてゐる點にあり、この二點は決定的に重要な論點であるにも拘らず立證は不完全である。それこそは、ケチュケの規定——王領の統一性、教會領の統一性——が現れた

所以である。

[一] 最大の土地所有者は、國王であり、王領 *Krongüter* は叙上の統一性をもつことによつて固有の組織を構成する。フランク諸國家とその王朝 *Merowingier und Karolinger* の下に、多數の耕作地と廣汎な森林原野が集中され、大規模な王領を成立せしめるに至つた。ドイツにおける王領は、カロリング王朝の始めマース河、モーゼル河、ライン河流域 *Maas-, Mosel- und Rheingebiet* に領地を形成し、その末期には他の地域にそれを擴大して、一七六〇の王室領 *Kammergüter* が、すなわち八〇がフランクケン *Franken* 五〇がフライエヒン *Alamannien* 二二がバイエルン *Bayern* 一一がテューリンゲン *Thüringen* 五はザクセン *Sachsen* およびフリーゼン *Friesen* の南部に、それぞれ分散して、ついに王領はドイツ全領域に分布した。個々の王室領 *Kammergüter, fiscus* は緊密に統一的な組織體を形成し、その領主直營地 *Haupthofe* は數百モルゲン *Morgen oder Joch* の廣さに達し、稀には區劃された直營農場 *Vorwerk* として一〇〇〇モルゲンを越える場合が見られるばかりでなく、この他に一五〇〜三〇〇ヘクタールの放牧場 *Weideland* が加わる。右の王領地の内部には二〇、三〇、四〇またはそれ以上の數の農民經營を伴う諸村落と廣大な王室領森林をも含み、全體として一〜二平方哩に達してゐる。アンナヘーン *Annapes in Lille* とフリーメルスハイム *Friemersheim in Niederhein* の王室領はその典型とされる。

[二] 王領に次ぐ廣さをもつものは教會領 *Geistliche Grundherrschaft* である。教會領は國王その他貴族領主、修道僧および修道尼などの贈與寄進によつて成立した廣大な土地所有である。世俗的土地所有者は土地を自由に處分することは許されず、國王の名目的な上位土地所有權によつて制限を加えられていたが、諸人民法 *Volksrechte* にあつて教會への土地寄進だけは、「國王の同意を必要とせず、國王といえどもその寄進を妨げることはできなう」——

と規定される。かくして「永遠の憩いのために」pro aeterna remissione 寄進は續々行われたのであつた。

かような成立過程に基いて、その形式は極度に分散する。教皇領 Päpstliche Güterbesitz は特に甚だしいが、一般に教會領は分散的であり、教會的諸施設 bischöfliche Kirchen, Pfarreien, Stifte und Klöster を中心として數百平方哩の間に分布し、様々な區域と領域 Landschaften und Sammesgebiete に跨がるのみでなく、一丁の村落についても相當の所有地片數を有する場合と僅少地片數にすぎない場合があり、かのプリューム修道院 Kloster Prüm 土地所有の例の如きは、ニーダーランデ Niederlande からロートリンゲン、ゾーデン Lohringen, Baden に至る間に廣汎に散布されている。また個々の地域については、ニーダーオーストライヒのヅツボウ Wachau in Niederösterreich の例の如き、オーストライヒ「オーストリア」Österreich とバイエルン Bayern にある多數に上る修道院の全てがその葡萄の産地に所有地を有した。葡萄は修道院所要の葡萄酒原料として不可欠であり、修道院はこの所量を自給するために産地の獲得には努力を拂つてゐる。これが叙上の教會領の分散性の要因であつた。⁶⁾

教會領の面積については、少なからぬ巨大土地所有の事例が傳へられている。ただしそれも半ば傳説化したフルダのボンファティウス修道院 Kloster Bonifatius zu Fulda の一五〇〇〇フーフエは別としても、モーゼルランド Moselland のプリューム修道院 Kloster Prüm (Stiftung des Karolingischen Hauses) は、八五四年の資産として、一一八の村落とその附屬地 Orte und Zubehör に「A」先ず直營の關係に立つば、直營地 terra dominicata 一六、二五五 mansus、一八八 $\frac{1}{2}$ 、ユゲルム jugerum od. jugum = Morgen、これに對する六三〇四 $\frac{1}{2}$ 、モディウス modius = scheffel (Mass = 8, 75 l) の播種用の種、一一九九車 carrus の乾草 Heu、二二一車の葡萄園、六七〇〇頭の豚の放牧のための森林、三五个の紛挽水車、七個所の醸造所などの領主直營施設、「B」ならびに隸屬的な農民保

有地 *höriges Gut* 一五九九^{1/2} マンヌスおよび三ニクルティレヌ *curties* すなわち耕作地一、八一三フーフエを含んでいる。またアウグスブルクの司教座教會 *bischöfliche Kirche zu Augsburg* の土地所有は、一四二七マンヌイ・ヴェステイリー *mansı vestili, die besetzten Hufen* 八〇マンヌイ・ブフスマイ *mansı absi*——その内わけ一〇四一マンヌスイ・インゲヌイレヌ *mansı ingenuiles, mit Freien besetzte Hufen* および四六六マンヌイ・セルヴィレヌ *mansı serviles, mit Unfreien besetzte Hufen*——の兩者を合せて一五〇七フーフエに達する。またヘルスフェルト修道院 *Kloster Hersfeld* は、一九五村落の七九五農業經營數に對して一〇五〇フーフエの耕作地が歸屬していた。ウェルデン修道院 *Kloster Werden a. d. R.* は八九〇年の頃貧困な修道院のうちに數えられていたが、それはライン中流、下流地域、西部ザクセンとフリースラント *Westachsen und Friesland* に二〇〇フーフエ並びにその他の地代義務を負擔する四二〇個所の細分地 *phlige Grundstücke* を有した。これらの事例の他にザンクト・ガレン修道院 *Stift St. Gallen* は九世紀に僅かに四〇〇〇フーフエしか所持しないことを訴えていたが、ベネディクトボイレレン *Benediktbeuren* 修道院はすでに創立時に六七〇〇マンヌヌ *mansus* 「*Hufe*」を有しガンドルスハイム *Gandersheim* 修道院に至つては一〇〇〇フーフエに達した。八一六年にアーヘンの史料——*Die Aachener Chotterregel*——が語るところによれば、大規模な修道院 *Stift* と評價すべきものは三〜四〇〇〇、または八〇〇〇フーフエ以上のものであり、一〇〇〇〜二〇〇〇フーフエが中程度、二〜三〇〇フーフエのものは小修道院と言われる。かような大土地所有は國王を始めとする一般俗人の寄進によつて成立したのであつた。²⁾

〔三〕 土地所有の第三の類型は貴族領「世俗的土地所有」*weltliche Grundherrschaft* である。この中には高位の貴族の巨大土地所有の他に、それらに對する下級家臣 *Vassal* または自由民上層の小土地所有の意義は無視とるべきで

はない。高位貴族領のうち公領 *Herzogtum* は、王領と性格が相似的であるが、その規模は劣つてゐるのみでなく、その分布の範圍は一地方に限定される。また伯領 *Gratium* は、その職務領 *Amtsgut* の他に、私領 *eigene Grundbesitz* を有するのみでなく、教會から領地 *Kirchenlehen* を分與され、職務領と教會の分與領との法關係を曖昧ならしめることによつて、全體に亘り世襲的な自身の土地所有たる伯領を成立せしめるに至つた。これらは何れも程度の差はあれ、大土地所有に屬するのであるが、これに對して小土地所有 *Kleingrundherrschaften* は、その面積が狭小であつて領主が在村するために領地支配の強度が著しく、土地所有の統一性が典型的に現れる。西フランク *westlichere Reichsteile* における七七九—八〇年の稅表についてみると、家臣の資産のうち二〇〇、一〇〇、五〇、二〇〇の隸屬農民 *Hintersassenstelle* (*casata*) を有する各階層を分類し、伯領は四〇〇以上、二〇〇以下は資産貧弱と見做された。

右の土地所有における諸類型は、それぞれ社會的性格を異にするが、何れも土地とそこに定住する耕作者たる農奴を支配する領主權力の主要支柱であり、またその中でも王領の廣大さは、その後の中世の諸皇帝のいわゆる世界政策 *Weltpolitik* の基礎をなすものであつた。かような土地所有の規模、すなわち「土地臺帳の長さ」は一先ずこれが生み出す地代の量を表示する。當面する前期封建社會においては、叙上の如く「勞働地代」形態がその發展段階を表現する一般的範疇である場合、これに對應して右の土地所有については所有地内部における領主直營地 *Salland*, *terradomnicata*, *seiland* と農民保有地 *Bauernland*, *mansus serviles* の分割を指摘しなければならぬ。こゝでは、かの「空間的かつ時間的に劃然と區別された」勞働〔地代〕の自然的對象たる直營地面積を問題とする。

〔註〕

① G. W. Sante, Die deutsche Westgrenze im 9. und 10. Jahrhundert in: Historische Aufsätze Aloys Schulte gewidmet, 1927, S. 99 ff.; Friedrich Ratzel, Politische Geographie 1922², Abs. 239; K. Gunz, Lehrbuch der Geschichte 1925, II. Teil, S. 61 f.; D. Schäfer, Das Mittelalter 1926, S. 23 ff.

② v. Inama-Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte Bd. I² S. 704, Bd. II S. 29 ff.; K. Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben Bd. I S. 161 ff.; G. Strakosch-Grafsmann, Die Zahl der Landbevölkerung Deutschlands im Mittelalter in: Deutsche Geschichtsblätter Bd. XIV 1913, S. 285 ff.; R. Kötzsche, Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte, S. 72 f. 「ドイツの封建社會における人口統計は『土地臺帳風の史料』『稿本』『住民名簿』『徴兵名簿』 Aufzeichnungen urbarialer Art, Steuerlisten, Namenlisten der "Einwohner", Listen der Aufgebotspflichtigen などの大なる史料の根據を有してゐるが、それらの決定的な根據は、村落共同體の放牧場または森林の利用權所持者がたけが擧げられてゐるものに由る」 上層の社會層たる貴族團體は、die ländliche Proletariat たる全體 「Häusler, Auenhäusler, Gärtner, Dreschgärtner, Keuschler, Brinksitzer, Heuerlinge, Pründner, Spiekernänner, Brietträger, Inleute, Tagelöhner, Bausöldner, Leersöldner, Gnadenhäusler, Leehäusler, Triphäusler, Lose, Reikossäten などは兵員等を徴發しては無資格者として通常除隊せられたる」 Strakosch-Grafsmann, a. a. O. S. 285. 「この書は『中世初期の入々は』一般的に調査を完全に終結してゐるため、種族と階級による困難は少ない」 Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, S. 130 Anmerkung 1. それ故に上層の數字は推測して居る。

③ Kötzsche, Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte S. 93; J. Grimm's Wörterbuch der deutschen Sprache Bd. W; A. Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit Bd. I², S. 329 ff.; 神村謙之助「西洋中世史の概説」昭和五年。二四八頁以下。は「ローマン」の所説の詳細を紹介して居る。 Max Weber, Wirtschaftsgeschichte S. 23 ff.;

S. Eberhard, Hufe und Mansus. Eine quellenkritische Untersuchung in: Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 31, S. 348 ff.

4) Kötzschke, Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte S. 82 f.; 「大土地所有の主要形態。Hauptformen des Grossgrundbesitzes 中世大土地所有は……大規模な結合された領域ではなく、經濟的には殆んど獨立した個々の農村の領地と細分地 ländliche Güter und Grundstücke の多數から成るといふ性質を有する。だが中世大土地所有の空間的な形状 räumliche Struktur には二つの類型がある。」 Th. Mayer, Deutsche Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters 1928, S. 35 f.; Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte Bd. I, S. 55 f.

5) Inama-Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte Bd. I², S. 283 の王領の分布參照。更に一般にイナマのグルントヘルシヤント統一性の規定。S. 162 ff. 「グルントヘルシヤントは……地力の増進に貢献し、各勞働力はその個性に應じて最大に能率を擧げらるるよう配置され、グルントヘルシヤントの組織と計畫の統一性はこれを保證し、更に所屬する諸能力はグルントヘルシヤントにおいて利用し盡された。」かような評價は、グルントヘルシヤントにおける土地の統一的集團を前提としなければならぬ。ところが、これに對して、Below, K. Th. v. Inama-Sternegg, + (29, II, 1908) in: Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Bd. III (1909), S. 169 はすでに早く、グルントヘルシヤントの統一性を過評價してゐることを批難してゐる。やがてこの點は、先ずラムブレヒトによつて實證的に論難された。例えば「グルントヘルシヤントの支配の唯一の根源的基礎である中世のフロンホーフ Fronhof は散在的土地所有であつて、凡そ十二乃至二十四の所屬フーネを包括し、その大部分はフロンホーフ所在地とは別の場所にあつた。」また「十乃至それ以上の領主が同一の場所に相並んで土地を所有しうる。」 Lamrecht, Deutsche Wirtschaftsleben Bd. I, 2, S. 739, 741. ただしラムブレヒトも王領については、その一〜二平方哩から五〜六平方哩に達する個々の嚴密な封鎖的領地である王室領 fiscus について緊密な組織化とその封鎖的性質、並びに統一的行政が行われていることを強調する。その點に對してドーブシェは、王領さえも分散性〔非統一

性)については同一であることを論證した。「王領地もまた屢々村落と都市に散在し、教會および世俗的土地所有の中に混在し、王のグレンツヘルシャントの内部にも自由な土地所有者の私有地が存在した。」Dopsch, *Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit* Bd. I, S. 39 ff., 223 ff., 241. ヴーンシュの研究は、從來王領の構造について緊密な統一性を主張する見解の一端となつてゐたいわゆるカール大帝(のものと傳えられる)の capitulare de villis を再検討し、これがカールの子ルードヴィヒ Ludwig der Fromme により八九四〇五年に發布され、かつ彼のアキタニア王國 Königreich Aquitanien にだけ適用されるものであり、その特殊な經營狀態の缺陷を除去し、本來の規範に復歸せしめる目的のために制定され、かつまたこの王宮領は王の消費手段を供給するための領地 Tafelgüter にすぎない。かようにその特殊性を強調し、一般化することと對して否定的であつた。この主張に對しては様々な批判および反批判が現れ、例えば Below, R. Schröder, Somfart, Knütscher の如き巨匠が何れも支持を與へるに至つたが、數年後には Th. Mayer, *Zur Entstehung des Capitulare de villis in : Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* Bd. XVII, 1923, S. 112 ff.; W. Elsner, *Zur Entstehung des capitulare de villis*, 1929, S. 63 ff. などの諸見解も現れて來た。この問題につき日本におきて最初に注目したのは植村清之助「西洋中世史の研究」(二三三頁以下)であつたが、上原專綠「御料地令文献考」(經濟學研究)昭和八年のち「獨逸中世史研究」所收)はこの問題につき、必讀の卓越した理解批判とを示す。なお、ドープシュ自身は上掲書の第二版(一九二一年)によつて周到な批判の紹介と反批判を行つており、また Dopsch, *Das Capitulare Villis die Brevium Exempla und der Bauplan von St. Gallen in : Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* Bd. XIII, 1916 も彼自身による問題の解説である。これらのグレンツヘルシャントの統一性の問題について、漸く論争が全面的に論點を提起し盡した後にいたつて、例えばマイヤーの如く「唯一のグレンツヘルシャントに屬する村落も多數に上り、その中には統一的な地域が數平方料に達するものが見られる。」(Th. Mayer, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters*, 1928, S. 36)と歸結し、ヘロウさえ、全村落地域が一領主に屬する事例は僅少でないことを認め、「一人のグレンツヘルに統一的な

全地域を所屬する村落共同体を云へばならず」Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft, S. 36 f. だが、ユーヘン
ユの主張は、更に進んで封建的土地所有地の構造と運動との理論的把握一般に對して批判的な Dopsch, Herrschaft und
Bauer in der deutschen Kaiserzeit, 1939. に導かれる。この立場に對して、方法そのものについての批判は、堀米庸三「歴
史學研究」第十卷十二號所載論文を參照せよ。

- ⑥ Goldz, Geschichte der deutschen Landwirtschaft Bd. I, S. 235, 253; Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte
S. 159; Ders., Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte S. 83; Monumenta Germaniae Historica, Capitularia
I, S. 254; Lamprecht, Deutsche Wirtschaftsleben Bd. I, S. 719 ff, Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der
Karolingerzeit Bd. I, S. 158 f.; Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte Bd. I, S. 43; Kötzsche, Allgemeine
Wirtschaftsgeschichte S. 224 f.; Th. Mayer, Deutsche Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters S. 34. 「王領に留つて
いるシムントヘルシヤントと相並んで教會のそれも極めて著しい意義を有する。この際教會と修道院に對する大量的な寄進が
あることを考えるに、これも、それらが屢々既耕地ではないもの、または森林などであつて、先ず開墾され、可耕地化されなけ
ればならぬものであることを忘れてはならぬ。修道院は、とりわけこの地域に極めて活潑な、また效果的な植民活動を果
して來た。」
- 7) 教會領の面積について、例えば十八世紀に書寫された教會領大土地所有に關する二、三の統計的報告においては、フルダ
Fulda の修道院が一五〇〇〇ノットを有すると記述されてゐるが、その數字は信憑し難し。Kötzsche, Allgemeine
Wirtschaftsgeschichte, S. 225; H. Agbin, Agrargeschichte in : Geschichte des Rheinlandes, S. 119 「教會領は」甚だ
しい地域的擴がりを示すことが多いのであるが、それは例えば九世紀のブリューム修道院の土地臺帳に見られる。その所有地
はヒムウエーゲンからハイデルムルタとメンツに至る間 von Nymwegen bis Heidelberg und Metz に分散してゐた。」
- Th. Mayer, Deutsche Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, S. 37; Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte

Bd. I, S. 54. 「例へば、ルーア河畔のウエスチン Werden an der Ruhr 修道院は、カロリング朝の始め、フリーメンメン、Friemersheim 附近に……一五〇ノコトを所有し、この地はキーンケン風の自營農場 Gutsherrliche Eigenbetrieb を營んだが、他方ウエムストフマーレン Westalen ではこの修道院の所屬者約四五〇人が二五〇平方哩の地域に散在しており、地代義務を負担する僅かに一乃至二個所の農民經營が存在したばかりであつて、農民の給付を徴収する徴收所があつたにすぎなかつた。」 Kötzsche Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 224 ff.

- 6) G. Waitz, Deutsche Verfassungsgeschichte 1893, S. 72 ff.; W. Sickel, Das Wesen des Volksherzogtums in: Historische Zeitschrift Bd. 52, 1884; Monumenta Germaniae Historica, I, Leges, 2. Capitulare regem Francorum, S. 523, G. Seeliger, Legislation and Administration of Charles the Great in: Cambridge Mediaeval History Vol. II, 1926, P. 678-680; W. Schütze, Wirtschaft, Recht und Verfassung des fränkischen Reiches der Merowinger in: Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte, Bd. I, S. 125 ff.; W. Levison, Wirtschaft Verfassung und Verwaltung im Karolingerreich in: Gebhardt, Handbuch Bd. I, S. 205 ff.; Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte S. 226, Anmerkung 1. 分散所有の一般的傾向にも拘らず、領土を統一化する土地所有統一化の努力は、分散性を克服して集中せざるを得ない傾向を示している。例へば Graf Württemberg, Markgraf Baden 及び Th. Knapp, Gesammelte Aufsätze zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte, S. 423.

二 領土直營地 Salland, terra dominicata の構成

封建的大土地所有は、その中に村落、耕作地、森林原野などの各種の地域を包括する。これらの全體に對し、様々な方法と程度において領土的支配が加えられるのであるが、そのうち耕作地こそは主穀生産の勞働對象として決定的

意義を有する。前期封建社會の歴史的條件に基いて、耕作地所有は基本的に勞働地代を作出するための基礎條件であり、それが耕作地における土地制度に、特有な構成を與える。すなわち、領主直營地 Salland, terra dominicata および農民保有地 Bauerland, terra servile の二重の構成に分割されることが、それである。かような土地制度の二重構成は、前期封建的農業構造の前提をなしている。封建領主は、土地所有者たる權力者であり、土地の單なる保有者としての耕作農民たる農奴と對立する。封建社會の基本構造は、かかるものとしての封建的領主と農奴的農民との對抗關係に他ならないが、この對立は土地分配の敍上の制度の上に築き上げられる。この分配は、領主が直接に主穀の生産を營むべき耕作地への直接支配と、農民に賦與し保有せしめる耕作地への間接支配との關係に分れ、更に全體は領主の所有下に置かれている。この二重の耕作地部分への土地分配は、生産手段の分配の特殊封建的な様式に基くものである。その特殊性が最も明確に表現されているのは、分割された二部分のうちでも、特に農民保有地であり、それがフーフエに均分されていることは前述したところである。ところで、この農民保有地をめぐる土地への支配關係は、明確に鋭く分割されるような所有と非所有との對立ではなく、ここにおいて領主的所有と農民的保有とは相互に制限し合い乍ら競合している。この點は、別にゲヴェーレの項下に更に分析を加えなければならぬ¹⁾。

領主直營地は、領主の直接的支配の下に置かれる耕作地であり、ここで營まれる生産は農奴的農民の無償勞働〔賦役 Frondienst = 勞働地代 Arbeitsrente〕によつて充たされる。その勞働の生産物は全て領主の收得するところとなり、それは勞働地代の主要部分を構成する。かかる勞働地代作出のための基盤として、この領主直營地が領主の所得の主要手段である。領主直營地については、その面積が如何なる程度であつたかを確定しなければならぬ。

史料的に根據を得やすい修道院における事例を求めればウェルデン修道院 Kloster zu Werden の領地に屬する

リーメルスハイム *Friemersheim* の直營地は全耕地面積四二五五 $\frac{1}{2}$ モルゲンの中の六〇七 $\frac{1}{2}$ モルゲンを占め、クル *Chur* の修道院領におよびては一一六〇〇モルゲンの全耕作地および牧草地のほぼ半ばにあたる五八〇〇モルゲンが直營地であり、聖ヒムメラム *Sankt Emmeram zu Regensburg* 修道院においては全耕作地の二〇%が直營地であり、ロルシュ *Lorsch* 修道院において所屬する諸グルントヘルシャクトの直營地は平均して一六五モルゲンとなり全領地の一三%を占めていた。同様に直營地の平均値を求めると、フルダ *Fulda* 修道院領の一二二モルゲン、ワイゼンブルク *Weissenburg* 修道院領の三六二モルゲン、プリューム修道院について九二・四プロシア・モルゲン *preussischer Morgen* を占める。一般に直營地規模は個々の農民保有地を數倍する程度のものであつて、直營地生産が専ら領主の必要に應ずるのみであることによつて——その消費的需要の充足すなわちいわゆる胃の腑の大きさによつて——限定をうける。²⁾

右は教會領に關する少數の事例にすぎず一般化することは不正確であるが、一般に直營地面積はたかだか三〜六フーフエの程度に止まつた。一フーフエ \equiv 三〇モルゲンの面積の場合、その穀物生産額が八〇ツェントナー *Zentner* に達するとすれば、それは二〇ツェントナーを播種用の種子だとして、殘餘の六〇ツェントナーは六〜七名の人口を養うにすぎない。ところが、前掲の事例が示すように直營地面積は必しも多くない。これは、先ず教會領において比較的小さく、貴族領において比較的に大きいという一般的傾向によつて修正を施さなければならぬ。一般的には、領主の最小の範疇についても、三〇モルゲンよりもはるかに大きく、ほぼ二四〇モルゲンに至るまでの中間の規模における直營地を推定することができるであろう。かような直營地面積の規模とその比率とは、この直營地を労働の自然的對象とする限りで、その労働、すなわち賦役の量と従つて全農民の總労働中の割合をも決定する。その量と

率とは西南ドイツにおいては、全ヨーロッパ的展望における平均的水準に決定されている。³⁾

以上の如き直營地を除き、耕作地の殘餘の部分は農民保有地として分與されており、これに對する領主の支配は間接的である。その兩部分と、農民の居住する聚落地、共同地をも含める全地域に對して、領主の支配が加えられているのであるが、その支配の仕方はいずれの方法と程度を異にしているのみでなく、それは例えば農民の側からすれば居住地は殆んど私有に近く、耕作地はいわば占有に近く、共同地に對しては總有的關係に立つていられるほどに、領主の所有は制限を加えられている。かような支配は、近代的所有の概念とは質的に異つた作用であつて、ゲルマン的なゲヴェーレ Gewere に他ならない。この物支配に關する權利は、物に對する現實の支配事實と不可分であり、ゲヴェーレなる權利はつねに具體的であつて、封建社會における物支配、或いはまたは土地支配の複雑な構成と運營の諸關係に對應して、彈力的な法的關係の形成を可能とした。そこで土地に對するゲヴェーレは、土地から收益を獲得する一切の主體に對して成立し、直接に土地において耕作する農民、または土地を契機としてそれから賦役「勞働地代」貢租 Abgabe「生産物地代」、十分の一税 Zehnte の取得者たる領主または教會、その何れもゲヴェーレを有し、それは全て權利として保護される。この保護は全て現實的支配の事實によつて保護されている。その廣汎な作用をもつゲヴェーレには、右の土地からの收益取得者にも、直接耕作者にも存するために、同一の土地に對して兩者のゲヴェーレは重疊する。しかし、土地に對する事實上の關係は土地からの地代徴收者よりも、直接耕作者の方が土地の現實支配の關係からすればより強度のゲヴェーレを保證される。ゲヴェーレは、一切の事實上の關係に對する法的な、「權利の外衣」に他ならない。

先に、土地に對する事實上の關係について、所有および保有という一應の規定を與えて來たのであるが、これは右

の意味におけるゲヴェーレこそはその基本的前提に他ならない。その前提において、ゲヴェーレ的法理論はともあれ、領主の土地に對する支配關係を所有と呼び、農民の土地に對する利用關係を保有と呼ぶこと、土地の分配關係を領主的所有と農民的保有との二重關係において把握すること、にしたい。かような關係は、同一の土地に對する二重の權利の競合を意味し、その意味で近代的所有の明快さに對比すれば、極めて曖昧な關係として現れる。ここにおいては、農民の保有權は耕作と收穫という農耕の再生産の永續的反覆によつて事實上、すなわち慣習に基いて強化され、慣習はつねにその權利の維持と強化のための最大の支柱である。封建社會において、舊慣 *altes Recht* が尊重され、かつ絶えずそれへの復歸が志向されるのは、それが事實關係を強化し、ゲヴェーレ的權利の支柱としての實體的な意義を有することに他ならない。かくして農民の保有權は強化されて、土地に對する關係が緊密化し、その結果領主の土地に對する支配を推し上げて間接化する。かような兩者の關係に基いて、領主の所有權を上位所有權 *Oberigentum* と呼び、農民の保有權を下位所有權 *Untereigentum* として表現することも、ゲヴェーレ的關係を前提することによつて許されるであろう。これらの農民保有權の強さ、領主的所有の對象たる土地に對するその耕作關係に基くその保有權の競合、兩者の關係の曖昧さ、農民保有權による領主的所有權の、上位所有權への推し上げ、——かかる一聯の事實關係をゲヴェーレ的法理論から把握するにしても、なおその事實の發生そのものについて指摘すべき二論點がある。その一つは、個別的な直接生産者相互間に結ばれている共同體關係であり、他の一つはかような耕作者の土地への關係の強度にも拘らず、なおかつ存在する史的事實は封建的高額（「高率」）地代と農奴制の抑壓である。領主的所有と農民的保有の二重形態は、封建社會の土地分配様式の基本的特徴であり、この特徴こそは、右に擧げた二論點と共に解明されなければならない。⁴⁾

領主の全収益は、この耕作地における穀作を根幹とし、いわゆる第一部門として營みつつ獲得する他には、共同地における必要な利用、殊に牧畜を第二部門として營み、かつ自身の居館の一部における自給的手工業生産、醸造・製粉所の運営などによつて、獲得する。牧畜の經營は、共同地における村落共同體的規制に制約を蒙るのであるが、その地位はやや優先的であり、領主としての特地位 *Obernäher* を保持する。牧場〔牧草地を含めて〕、森林の利用は村落共同體員の平均持分以上の分け前を確保した。他方、手工業生産の自營は、直接に隸屬する手工業者によつて營まれる。かような三つの主要収益源によつて、封建的土地所有者の生活と權力とが維持された。その第一部門こそは、収益の根幹たる賦役による穀作であつて、この部分における直接耕作者たる農民の剩餘勞働の支配が、封建社會の階級構造を決定する。この際、領主に汲み取られる剩餘勞働の形態は、保有地を分與されている農民の直接の勞働「Ⅱ賦役」か、その勞働の生産物「Ⅱ貢租」かの、何れかの形態を通ずる。當面する前期封建社會において、その比重は前者たる勞働地代形態に決定的に重いことは言うまでもない。

右の諸収益源のうち、領主が最も直接に支配するのは、領主による生産の直營である。およそ領主の収益作出のための全操作の管理は領主の居館 *Fronhof* において掌握される。ここを中軸として、所屬する農民經營 *Bäuerliche Stelle* や細分地 *Grundstück* と領主の直營との關係が編成され、これに従つてグルントヘルシュャフトの經濟制度が構成される。このグルントヘルシュャフトの經濟的構造の中には、前期封建社會にすでに二つの類型、その構造特質と發展の方向における二つの途が現れている。(一) 領主の直營耕作地における農業の領主自營と所屬する農民經營 *Stell* とを結合する經營の共同性と統制とのための緊密な經濟的團體が形成されている場合、これをフロンホーフ經濟 *Fronhofwirtschaft* あるいはヴァイリカチオン制度 *Villikationssystem* と名づける。この形態はいわば中世的の

ーンヘルシヤント mittelalterliche Guts herrschaft であり、またのちの化石型グルントヘルシヤント Versteinerte Grundherrschafft の系列に属する。(二) これに對して、所屬細分地の保有者が貨幣および生産物の形態で貢租を課せられている關係が優位を占める經濟的構造は、いわば中世的な純粹型または地代型グルントヘルシヤント mittelalterliche reine Grundherrschafft oder z ins-und Rentengrundherrschafft である。かような兩類型はすでに早くから封建社會前期に現れ、並存する場合も認められるが、前者が貴族領に多く、後者は比較的稀であるのみでなく教會領において比較的顯著である。なおまたローマ社會の影響下にある地域に強く、ライン河以東地域には中世前期にいたつて漸くヴィリカチオン制度が現れて來るにすぎないという地域差も認められる。⁶⁾

かようなヴィリカチオン制度の中核が領主の居館 *Herrenhof, Fronhof, curtis, mansus dominicalis* であり、ここにおいて穀物耕作、野菜栽培、牧草栽培、牧場と森林利用などに基く收益作出の管理が掌られる。穀物耕作に充てられる耕作地のうち、一部は直營地として三〜六フーフエの廣さをもち、他の部分は二〇〜三〇フーフエの廣さが農民保有地に分割されている——かような程度の穀物耕作が基軸、すなわち農業の第一部門とされる。穀作は三圃制度と畜用犁耕と結合している限り、畜力の再生産と維持を不可缺とするから、牧畜は穀作に次いで農業の第二部門として必然的聯關のうちに置かれる。馬、牛、豚、羊、山羊、家禽は勞働手段として、また厩肥の一給源として、また一部は食用、單なる裝飾として飼養され、これの放牧と飼料の獲得のためには、牧草地と牧場、森林が確保され、その他に専ら領主の經營するところであつた葡萄園栽培も力點が置かれた部門である。以上の農業生産については、領主の經營は全て村落共同體的諸規制のうちに運営されている。領主はその居館内に或程度の僕婢 *Knechten und Mägden, familia domestica* を有した。僕婢は領主から衣食を供給され、居館内の居室、又は附屬建物に住居を與

えられる。その労働は領主の居館内の雑用と家事、炊事などを始めとして、厩仕事、粉挽、伐木、運搬などの外廻りの仕事、更に直營耕作地における農耕労働を補助する。かような各種の労働に對しては、或程度の衣食その他の給與を受け、食物としてはパン、ビール、肉類を與えられ、労働衣または家庭用衣類、労働に要する道具、農具などの労働手段は全て支給される。僕婢のうちには獨立性の程度の差があり、その法的地位は一般の農奴的農民よりはより低い地位にあり、財産として贈與され讓渡された。だがここでも慣習は僕婢にも權利主體たる保護を與え、結婚が合法的に營まれ、かつ財産の取得も可能とされるに至つた。

領主居館における手工業者は、土地所有の規模、所有者の身分によつて様々な差異を示しているが、隸屬的な手工業者である。例えば八三〇年におけるザンクト・ガレン修道院 Kloster St. Gallen の設計圖によれば靴工、鞅工、劍研工、小刀研工、盾工、轆轤工、彫刻工、鞣皮工、金細工人、鍛冶工、晒布工 Schuster, Sattler, Schwertfeger, Messerschleifer, Schildmacher, Drechsler, Schnitzer, Gerber, Goldschmiede, Schmiede und Walker など〇の仕事場が設けられ、なお手工業者の居室も豫定されていた。カピトウラーレ・デ・ヴィルリスによれば、手工業者 *artifex* として、鍛冶工、金細工人、銀細工人、靴工、轆轤工、車大工、盾工、漁夫、鳥刺（捕鳥）人、石礮工、醸造工、パン焼工、網工 *faberferrarius, aurifex, argentarius, sutor, tornator, carpentarius, scutarius, piscator, aucupites (ancellator), saponarius, sicerator, distor, rediator* などが備えられている。右のような大土地所有の場合には、手工業生産の各部門が殆んど全部門にわたつて整備されているのであるが、通常の領主直營手工業生産は鍛冶工、鞅工、車大工、パン焼工、大工の種類に亘る程度のものである。なお、專業的な手工業者の他には、婦人少女が領主居館内の作業場で織布、紡糸などの仕事に就かしめられるが、これは隸屬的農民の家族の賦役に類する強制

勞働であり、技術的熟練を要する手工業直營生産とは性格を異にする。

領主の直營的手工業生産は、右の隸屬的手工業者によつて營まれ、それらは領主の役員に従屬する親方 *Meister* *nagstri* によつて管理される。この手工業生産は、領主の需要と必要とを充たすために、領主の設置する作業場におつて營まれるのであるが、この生産の性格によつて規定されて、領主の直營生産一般のもつ組織の中に編入されて、手工業者の共同體が形成される。かような領主によつて組織された手工業生産は、かつての「莊法説」——手工業者ツシント *Handwerkerzunft* の莊法起原説をめぐる——論争にも拘らず、無視すべからざる歴史的意義を有することゝ承認しなければならぬ。

〔註〕

- 1) 封建社會前期の農村的土地制度の特質は、すでに規定されているように大「または古」グルントヘルシャフト——われわれは「古典型」と名づけてゐる——のそれであり、〔一〕隸屬農民 *abhängige Leute* と保有細分地 *Besitzstücke* のフロムホーン團體 *Fromhofverband* の結合、〔二〕フロムホーンと隸屬農民保有地 *gehörige Bauerngüter* の間の經濟的補完關係の編成、〔三〕これら諸關係は隸屬農民の「賦役給付」 *Frondienstleistung* を本質的なものとす。かかる「經濟的技術的組織」——すなわちヴェイリカチオン制度 *Villenverfassung oder Villikationsverfassung*——は、「同時に身分的」法的諸關係」をも包含する。「なぜなら、個々のフロムホーン團體に對し一般にホーン裁判所 *Hofgericht* が對應するか否かという問題」については、「ともかくもそれが大體において合致することが判明している」からである。かような前期農村構造の規定は、後期のそれ、いわゆる地代「または純粹」型グルントヘルシャフトの規定と對應する。〔一〕ヴェイリカチオン制度の領主直營地における領主またはその代理者の自己直營は除去され、〔二〕領主と土地保有農民 *Inhaber* との間には單純な經濟的紐帶すなわち小作關係 *Pachtverhältnis* があるばかりで、もはや支配——隸屬關係は存じなく *Verhältnis der*

Herrschaft über Menschen und Land]。〔三〕この際「生産物給付」Naturalleistung、これは新しい關係の本質であつた〔クマハ〕。Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft, S. 47 f., 54 からな規定によつて、この段階における耕作地分配様式、すなわち土地制度の特徴が、耕作地の二重形態にあることは、この際一先ず前提として置く。ただし、この二重構成の決定的な意義については、後述のように、直營地規模が必しも廣大でなうところから實證主義的には異論が存しうることは認めらる。だが、通説は封建社會前期の土地制度を、この規定をもつて始まることは、古くはメナム、のちにラムン、ドナ、クーリッシュヤー、マイヤー、ヤチユネなど全く例外はなく、ブーンシムにあつても全面的に否定されるのではない。従つて、この段階を表現する一般の範疇として右の「賦役給付」〔労働地代 Arbeitsrente〕を本質的と規定することは、本稿の基本的方法となることは言ふを待たない。

- ⑤ Lamprecht, Deutsche Wirtschaftsleben, Bd. I, 2, S. 752 ff.; Inama-Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte, Bd. I, S. 161; Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit vornehmlich in Deutschland, Bd. I, S. 287; Kötzsche, Studien zur Verwaltungsgeschichte der Grossgrundherrschaft Werden a. d. Ruhr, 1901, S. 103 f.; Ders., Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 228; Sombart, Moderne Kapitalismus, Bd. I, 1, Kapitel VII.
- ⑥ R. Häpke, Wirtschaftsgeschichte Teil I, Mittelalter und Merkantilismus, S. 25, 31; Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 228; Dopsch, Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit, Bd. I, S. 233.
- ⑦ Otto v. Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, 3 Bde, 1861~1881, Bd. II, S. 13, 60, 61 f., 138 f.; R. Sohm, Fränkische Recht und römische Recht, Prolegomena zur deutschen Rechtsgeschichte in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Bd. I, Germanistische Abteilung, 1880, S. 1 f. (久保正麟、世良晃志郎譯「フランク法とローマ法——ドイツ法史への序論」昭和十六年)。石田文次郎「土地總有權史論」昭和二年。一三一頁以下。川島武宜「所有權法の理論」昭和二十四年。一〇五頁以下。R. Hubner, Grundzüge des deutschen Privatrechts?, S. 77 f., 205 f., 222

f.; Freih. v. Schwerin, Deutsche Rechtsgeschichte², S. 76.

- g) Kötzschke, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 238, Anmerkung 1. 茲に L. M. Hartmann, Die Wirtschaft des Klosters Bobbio im 9. Jh. (Analepten, S. 42 ff.) に據り乍ら、ボビオ修道院の全收益を、五七〇〇モネイウムの穀物、二〇〇〇アムフォラの葡萄酒、三〇〇〇リーブラの油、九〇〇羽の鶏、卵、羊、二二〇ソリドゥム〔金貨〕、四〇〇〇乃至五〇〇〇賦役日、5700 mod. Getreide, 2000 amph. Wein, 3000 lb. Öl, 900 Hühner, Eier, Schafe, 220 sol., 4000 bis 5000 Frontage——と、そのうち直營による收益 Davon kamen aus eigenwirtschaftlichem Betriebs 二一〇〇モネイウムの穀物、一六〇〇車 Fuhren の牧草 Heu、五五〇〇頭の豚を森林に放牧し、八〇〇アムフォラの葡萄酒、二八〇〇リーブラの油、更に三〇〇 Libellarien が二〇〇モネイウムの穀物、三〇〇アムフォラの葡萄酒、一〇〇ソリドゥム、その他に三五〇 Massarier が一四〇モネイウムの穀物、五〇〇アムフォラの葡萄酒、一二〇ソリドゥムをそれぞれ供給し、兩者から贈物 Xenia とし、羊、チーム、鶏、卵を齎らし、全體として十二個所の細分地 Grundstücke が占有されてゐた。地代義務者 Pflichtige の耕作地 Getreide Ländereien は、領主直營地よりも五〜六倍以上の面積により、その總收穫は一二〇〇モネイウムに上つてゐる——と評價する。これは北イタリアの一修道院領の事例であるが、王領については、カピトゥラーレ、ラ・ヴァイルリスによれば、次の八收入源を有する。〔一〕王室領地 Kronigüter から生産物の收入 〔二〕國民大會議 grosse Reichsversammlung から年々贈られる贈物 〔三〕三分の二が國王に歸するところの裁判手數料 Gerichtsgefälle 及び王令違反に対する罰金 Baungelder 〔四〕被征服民からの貢納、同盟者又は友好關係にある君主からの贈物 〔五〕生産物貢租 Naturalleistungen 〔六〕租税と地代 〔七〕關稅 〔八〕鑛貴高權の收入——など、一般の領主には缺けてゐる強度に公的な收入が加わる。 Dopsch, Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit Bd II², S. 272 ff., 346 ff.
- ⑥ Lamprecht, Deutsche Wirtschaftsleben, Bd. I, S. 418 ff.; Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft, S. 47 f., 73 f.; Kötzschke, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 228; Wittich, Die Grundherrschaft in Nordwestdeutsch-

chland, S. 274 ff.

(7) Goltz, Geschichte der deutschen Landwirtschaft, Bd. I, S. 79 ff., 125 ff., 128 (Plug), 230 ff.; Hapke, Wirtschaftsgeschichte, Teil I, S. 30 f.; Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 228 f.

(8) E. Mummenhof, Der Handwerker, 1924, S. 10 ff.; 上原專祿「傳カール大帝御料地令國譯管試」〔小野武夫博士還曆記念論文集「西洋農業經濟史研究」昭和廿三年〕二〇頁。Below, Zur Entstehung der deutschen Stadtverfassung in:

Historische Zeitschrift Bd. 58, 59; G. Seeliger, Staat und Grundherrschaft in der älteren deutschen Geschichte, 1909; などの間に交わられた「莊法説」論争については Below 自身による Probleme der Wirtschaftsgeschichte 所載の論文

V. Motive der Zutribung im deutschen Mittelalter (S. 258-300) によるもの、または論争の關係者たる P. Sander,

Geschichte des deutschen Städewesens, 1922, S. 130 ff. 以下の簡明な紹介参照。ゼーリゲルが、中世における法的關係を公法 (Stadtrecht) 私法 (Hofrecht) の二範疇に截然と區別することが不當であることを論難し、都市における市領主 Stadtherr の手工業者への支配が莊法 Hofrecht 的性格を有することを結論したのは、依然として理論的價値を失わぬ。この學説は、封建社會における村落共同體と都市共同體との共通の存立條件を想定するという立場と關聯する點を、再評價する必要がある。Traugott Schiess, Geschichte der Stadt St. Gallen, 1917, S. 9.

以上の如く、封建社會における大土地所有が、國王、教會、貴族の三身分に分配され、土地所有を貴族領主身分に獨占すると共に、直營地の直接支配を展開せしめ、この農業勞働實現の自然的對象たる土地を領主自ら掌握する。それと共に、また手工業生産をも直營下に把握し、これらの經濟的な諸壓力によつて、更に直接耕作者たる農民の勞働とその生産物に對する要求を貫徹しようとする。その要求こそは、封建的水準における高率〔高額〕地代に他ならず、しかもこの要求は土地に對する直接の事實上の關係をもつことによつて安定した保有權をもつ農民に對して提出され

る。農民は、その勞働實現の條件たるフーフエの保有者——下位所有者——として、自己の小經營を確保している。かかる農民に對する高領地代の作出はいかにして可能となるかが、封建社會の研究の中心課題とならなければならぬ。この點について、既述「本節註1」の如く、ペロウは「經濟的II技術的組織」が「身分的II法的關係」を包攝することを指摘する。前者こそは村落共同體的諸規制であり、後者は領主・農奴關係における支配II隸屬關係に他ならない。しかし、この兩契機が編成する社會關係の現象形態は身分階層制 *Hierarchie* であり、これが封建社會の階級構造——ならびに所有關係——を曖昧ならしめる特殊封建的な規定であつた。本稿は、右の兩契機が、主要生産手段たる土地とこれを條件として營まれる勞働の生産物の、分配關係すなわち高率地代を、決定する諸關係の一素材たる封建的な大土地所有の分配關係を取扱かつた。それ故に、本稿は一方には「經濟的II技術的組織」の、他方には「地代形態と階級構造」の、二論點に對して中間を占める一附論である。二論點のうち前者については上述の別稿を参照されたく、後者については別の機會にその説明を試みたい。